

学校いじめ防止基本方針【ダイジェスト版】

酒田市立一條小学校

なぜ、このような取組をするのか。

「いじめ」で苦しむ子どもを無くすために、可能な限り幅広くいじめを把握し、その把握したいじめの解決に向けて、子どもたち同士の解決でいいか、または、大人がどこまで関わればいいのかをなどについて組織的に対応するため。

だから、「いじめ」の定義が被害者の立場となっている。



□いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものを言う。

「いじめ防止対策推進法より」

<いじめの態様>

- ① 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗られたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話（スマートフォンを含む）等で誹謗中傷やいやなことをされる。
- ⑨ 注意のつもりであっても、たたく、蹴る、ひどい言い方を繰り返す。 等

□いじめの未然防止について

- ・生徒指導上の4つの視点を大切にして、全教育活動を進める。※発達支持的生徒指導に力を入れる。

☆自己存在感の感受

☆共感的人間関係の育成

☆自己決定の場の提供

☆安全・安心な風土の醸成

※発達支持的生徒指導・・・全ての児童を対象に、学校の教育目標実現に向けて、教育課程内外の全ての教育活動において進められる生徒指導の基盤となるもの。

□いじめの早期発見について

- ・定期的なアンケート調査を実施する。
- ・毎週、水曜日に「児童理解」の時間を設定、情報共有を行う。
- ・児童、保護者と信頼関係を構築し、相談しやすい体制を作る。

□いじめへの対応（詳細は、酒田市教委「いじめを発見した時の対応の仕方」参照）

報告

発見したり、相談を受けた職員等



教頭に報告

**保護者
連絡**

- ・校内いじめ対策委員会で情報共有
- ・聞き取りについて確認する。
- ・被害児童の保護者へ、いじめの事実について情報を確認していることを丁寧に伝える。家庭での様子などの情報を聞く。
- ・加害児童の保護者への連絡については、加害児童への聞き取りの前など事例に応じて対応する。



**聞き
取り**

聞き取る順番（この順番は必ず守る！）

- ①被害児童
 - ②周囲の児童（複数対応）
 - ③加害児童（複数対応）
- ・ 事実を聞き取る。この段階で指導はしない。



**対応の
検討**

聞き取った事実をもとに対応を検討する。

- ・ 子ども同士の解決でよいか、大人が関わるべきかを検討。
- ・ 複数の大人が関わって対応するときには、校内いじめ対策委員会に SC、SSWC などを加える場合もある。
- ・ 対応については、保護者と確認する。



支援

※子ども同士での解決でよい場合。

話し合いで解決するように教員が支援する。

※複数の大人が関わって解決する場合。

【児童への支援ポイント】

- ①いじめの行為は絶対に認められないという毅然とした態度で指導する。
- ②被害児童には、安心して学校生活を送られるよう具体的に教職員が説明し支援する。
- ③加害児童の内面に抱える不安やストレスにも寄り添う。
- ④両者が前向きになれるような指導を心がける。

【保護者への対応】

- ①被害児童の保護者への調査結果の報告と今後の対応について説明をし、謝罪する。
- ②加害児童の保護者には、事実の丁寧な説明と今後の指導において、家庭と連携を図ることを願います。

解消

【いじめの解消要件】

- ① いじめにかかる行為が止んでいること。相当期間（少なくとも3か月継続）していること。
- ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと（本人及び保護者に対し、面談等により確認）。